

安心して暮らせるまち八潮

介護保険制度のお知らせ

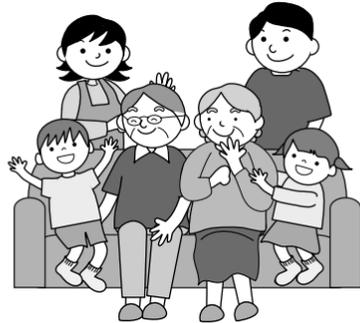
介護保険は、お年寄り自身や家族が抱える介護の不安・負担を社会全体で支えあう社会保険制度です。

この制度は、お年寄りの方々が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるように、皆さんの住む市区町村が運営しています。

介護サービスを利用するには！

介護サービスを利用するためには、まず、長寿介護課に申請します。申請されると認定調査などが実施され、認定審査会において「介護が必要な状態」であるか否か、また、介護が必要である場合、どの程度の介護が必要であるのかが決められます。

【注意】40歳から64歳までの方は「特定疾病が原因により介護や支援が必要な状態」となった方が、申請可能であり、特定疾病以外の疾病が原因である場合は申請対象になりません。



申請からサービス利用までの流れ

① 申請

長寿介護課に申請してください。
本人、家族が申請に行くことができない場合は、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請代行をお願いできます。
※ 代行申請依頼先が分からない場合は、長寿介護課に連絡してください。



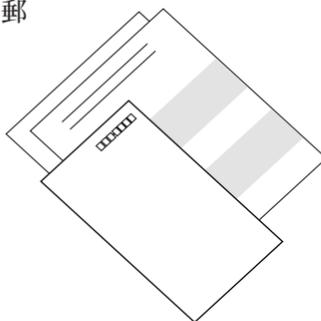
② 審査・判定

訪問調査、主治医意見書の結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家による「認定審査会」が開催され、どのくらいの介護が必要かを示す、認定の区分が判定されます。
※ 「介護や支援が必要な状態」であることが認定されるポイントとなります。必要性がないと判断された方については、非該当と判定されます。



③ 結果通知

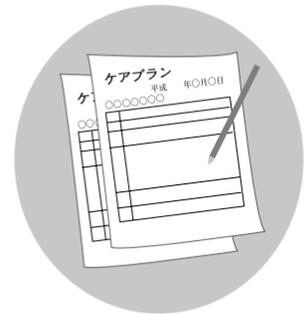
原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と結果が記載された保険証が郵送されます。
※ 申請者の状況などによって30日以内に認定結果が発送できない場合があります。



要介護状態区分	要介護5	要介護1～5と認定された方は介護サービスを利用できます。
	要介護4	
	要介護3	
	要介護2	
	要介護1	
	要支援2	要支援1・2と認定された方は介護予防サービスを利用できます。
	要支援1	
非該当	非該当の方は介護サービスの利用はできませんが、必要と判断されれば地域包括支援センターが中心となって行う介護予防事業に参加できます。	

④ ケアプラン作成

要介護1～5と認定された方は、指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択し、ケアプラン作成を依頼します。
※ 指定居宅介護支援事業者一覧表は、申請時に窓口で配布しています。
要支援1・2と認定された方は、担当する地域包括支援センターから連絡がいきますので、ケアプラン作成を依頼してください。
サービス内容が決まったら、事業者と利用契約をします。



⑤ サービスを利用

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。サービス利用者負担は原則として費用の1割です。
※ 介護保険では、要介護状態区分に応じて支給限度額が決められています。上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者負担となります。

要介護区分に応じた1カ月の支給限度額
要介護5 : 358,300円
要介護4 : 306,000円
要介護3 : 267,500円
要介護2 : 194,800円
要介護1 : 165,800円
要支援2 : 104,000円
要支援1 : 49,700円



- ケアプラン：要介護者などの心身の状態や生活環境を考慮し、介護サービスの種類や内容などを決めた介護サービス計画です。
- 指定居宅介護支援事業者：県の指定を受けてケアマネジャーを配置しているサービス事業者です。利用者が適切な介護サービスを受けられるよう相談を受けたり、介護サービス提供事業者との調整を行います。
- 地域包括支援センター：地域で暮らす高齢者の皆さんを介護、福祉、医療など、様々な面から総合的に支えるために活動しています。八潮市内には4カ所の地域包括支援センターが設置されています。

